

令和4年第6回（12月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第127号	上越市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について	総務課	1
議案第128号	上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について		2～3
議案第129号	上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について		4
議案第130号	上越市液化石油ガス供給条例の一部改正について		5～6
議案第131号	上越市ガス供給条例の一部改正について		7～10
議案第137号	財産の処分について	経営企画課	11～12
議案第108号	令和4年度上越市ガス事業会計補正予算（第1号）		13～22
議案第109号	令和4年度上越市水道事業会計補正予算（第1号）		23～36
議案第110号	令和4年度上越市工業用水道事業会計補正予算（第1号）		37～38

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第127号
提 出 課	総務課

上越市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

工業用水道事業資産を供給先事業者に譲渡することに伴い、令和4年度末をもって工業用水道事業を廃止するもの

2 改正内容

- (1) 設置する公営企業から「工業用水道事業」を削る。(第2条関係)
- (2) 工業用水道事業の給水区域等を削る。(第4条関係)
- (3) 上越市工業用水道事業給水条例を廃止する。(附則第2項関係)
- (4) 廃止前の上越市工業用水道事業給水条例の規定により使用した工業用水道に係る料金の徴収については、なお従前の例による。(附則第3項関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

4 上越市公営企業の設置等に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前								
<p>(公営企業の設置)</p> <p>第2条 市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、ガス事業、水道事業_____及び水道用水供給事業(以下「公営企業」という。)を設置する。</p> <p>(事業区域等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>(公営企業の設置)</p> <p>第2条 市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、ガス事業、水道事業、<u>工業用水道事業</u>及び水道用水供給事業(以下「公営企業」という。)を設置する。</p> <p>(事業区域等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 工業用水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>給水区域</th> <th>計画給水件数</th> <th>計画1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業用水道事業</td> <td>上越市大潟区の区域</td> <td style="text-align: center;">14件</td> <td style="text-align: center;">2,000 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4</u> 略</p>	事業名	給水区域	計画給水件数	計画1日最大給水量	工業用水道事業	上越市大潟区の区域	14件	2,000 m ³
事業名	給水区域	計画給水件数	計画1日最大給水量						
工業用水道事業	上越市大潟区の区域	14件	2,000 m ³						

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第128号
提出課	総務課

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

1 改正理由

特別職の職員と同様に、ガス水道事業管理者の期末手当の支給割合を引き上げるもの

2 主な改正内容

(1) ガス水道事業管理者の期末手当の支給割合を次のとおり改める。(第4条関係)

区分	改正前	改正後			年間比較
	令和4年度	令和4年度		令和5年度以降	
	6・12月期	6月期	12月期	6・12月期	
期末手当	162.5/100	162.5/100	167.5/100	165/100	5/100

《参考》 改定に伴う年間の期末手当支給額の比較
(単位：円)

改定前	改定後 (令和4年度)	年間比較
2,375,490	2,412,036	36,546

(2) (1)の改正のうち令和4年12月期における期末手当の支給割合の改正を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととする。(附則第3項関係)

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和4年12月期における期末手当の支給割合の改正及び2(2)の規定 公布の日
(令和4年4月1日から適用)
- (2) 令和5年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和5年4月1日

4 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
(期末手当) 第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額 <u>に、6月に支給する場合には</u>	(期末手当) 第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当基礎額 <u>に100分の162.5</u>

第1条の規定による改正案	改 正 前
<p><u>100分の162.5、12月に支給する</u> <u>場合においては100分の167.5</u>を乗 じて得た額に、基準日以前6月以内の期間 におけるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>_____を乗 じて得た額に、基準日以前6月以内の期間 におけるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当 基礎額に<u>100分の165</u> _____を乗 じて得た額に、基準日以前6月以内の期間 におけるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、期末手当 基礎額に、<u>6月に支給する場合には</u> <u>100分の162.5、12月に支給する</u> <u>場合においては100分の167.5</u>を乗 じて得た額に、基準日以前6月以内の期間 におけるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第130号
提 出 課	総務課

上越市液化石油ガス供給条例の一部改正について

1 改正理由

原料ガス購入価格の高騰を受け、全ての原価を見直し、令和5年度から液化石油ガス料金を改定するもの

2 改正内容

- (1) 液化石油ガス料金の基本料金及び従量料金を次のとおり改定する。(別表関係)
(現行)

使用量の区分	基本料金	従量料金
2 m ³ 以下	935.00 円 (850 円×1.10)	—
2 m ³ 超	935.00 円 (850 円×1.10)	2 m ³ を超える使用量につき 1 m ³ 当たり 407.00 円 (370 円×1.10)

(改定後)

使用量の区分	基本料金	従量料金
2 m ³ 以下	1,122.00 円 (1,020 円×1.10)	—
2 m ³ 超	1,122.00 円 (1,020 円×1.10)	2 m ³ を超える使用量につき 1 m ³ 当たり 495.00 円 (450 円×1.10)

【料金改定の実施時期・改定率】

- ・実施時期 令和5年4月1日
- ・平均改定率 21.02%

<参考>1か月に6m³使用される標準家庭での料金比較(消費税込み)

区分	改定後	現行	比較	
基本料金+従量料金	3,102 円	2,563 円	539 円	21.03%

【今後の料金改定について】

液化石油ガス料金は都市ガスに合わせて3年毎に総原価の見直しを実施しているが、液化石油ガス料金に適正な原料ガス価格の変動を反映させるため、今後は実績単価と想定原価が著しく乖離する場合は、6月の市議会定例会に料金改定を提案し、9月から料金改定を実施する。

- (2) 料金算定期間の末日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

- (3) 施行日前から引き続き液化石油ガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の料金及び改正後の料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で準用する上越市ガス供給条例別表第2（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）及び別表第3（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）の規定を適用して算定した額の合計額とする。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

4 上越市液化石油ガス供給条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案			改 正 前		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
使用量の区分	基本料金	従量料金	使用量の区分	基本料金	従量料金
2 m ³ 以下	1,122.00円	—	2 m ³ 以下	935.00円	—
2 m ³ 超	1,122.00円	2 m ³ を超える使用量につき1 m ³ 当たり495.00円	2 m ³ 超	935.00円	2 m ³ を超える使用量につき1 m ³ 当たり407.00円
備考 略			備考 略		

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第131号
提出課	総務課

上越市ガス供給条例の一部改正について

1 改正理由

原料ガス購入価格の改定に伴い、全ての原価を見直し、令和5年度から都市ガス料金を改定するもの

2 改正内容

- (1) 平均原料価格及び基準平均原料価格を改定する。(第11条関係)
- (2) ガス料金の基準単位料金を次のとおり改定する。(別表第1関係)
(現行)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m ³ 当たり)	調整単位料金 (1m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	374.00 円 (340 円×1.10)	122.50 円 (111.37 円×1.10)	基準単位料金 ±0.075 円×原 料価格変動額 /100 円×1.10
25 m ³ 超 150 m ³ 以下	418.00 円 (380 円×1.10)	120.73 円 (109.76 円×1.10)	
150 m ³ 超	638.00 円 (580 円×1.10)	119.27 円 (108.43 円×1.10)	

(改定後)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m ³ 当たり)	調整単位料金 (1m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	374.00 円 (340 円×1.10)	177.99 円 (161.81 円×1.10)	基準単位料金 ±0.075 円×原 料価格変動額 /100 円×1.10
25 m ³ 超 150 m ³ 以下	418.00 円 (380 円×1.10)	176.22 円 (160.20 円×1.10)	
150 m ³ 超	638.00 円 (580 円×1.10)	174.76 円 (158.87 円×1.10)	

※ 調整単位料金は、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合に算定する。

【料金改定の実施時期・改定率】

- ・実施時期 令和5年4月1日
- ・平均改定率 42.15% (実質平均改定率 △1.11%)

※実質平均改定率は、改定後料金と同じ基準となる11月分原料費調整額を含む現行料金との改定率

<参考①> 1か月に35 m³使用される標準家庭での料金比較（消費税込み）

・原料費調整額を含まない料金比較

区分	改定後	現行	比較	
基本料金+基準単位数料金	6,585円	4,643円	1,942円	41.8%

※比較増加理由

原料ガス購入価格の基準が異なり、液化天然ガス（LNG）輸入価格の上昇により原料費が増加するため

・11月分原料費調整額を含む現行料金と改定後料金の比較

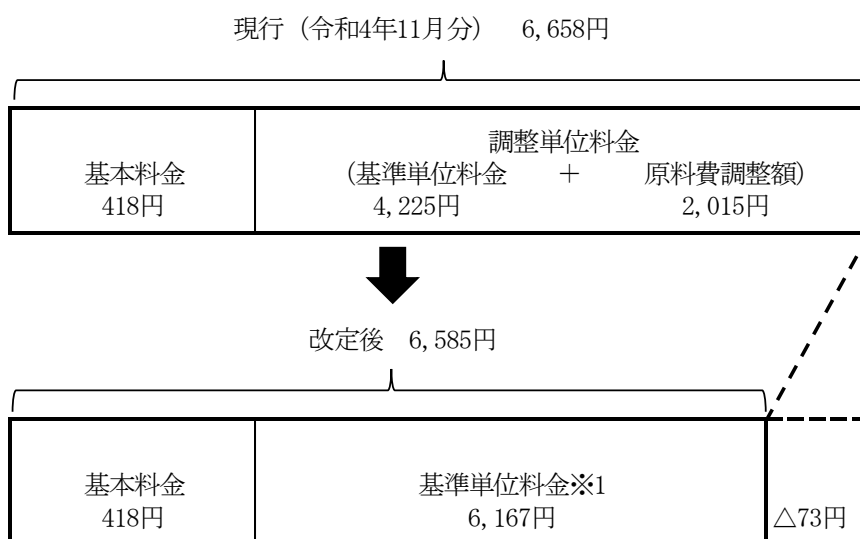
（原料費調整制度により原料費の変動を毎月の料金に反映しているため、改定後料金と同じ基準となる11月分原料費調整額を含む現行料金との比較）

区分	改定後 (基準単位数料金)	現行 (調整単位数料金)	比較	
基本料金+ 基準(調整)単位数料金	6,585円	6,658円	△73円	△1.1%

※比較減少理由

原料ガス購入先の株式会社INPEXが、液化天然ガス（LNG）の混入割合を61%から65%へ引き上げることから原料費が増加するものの、経年管更新事業等の完了に伴い、設備投資が減少していくことで減価償却費が縮減するなど、維持管理経費が減少するため

※改定イメージ



※1 改定後料金の基準単位数料金には現行料金の原料費調整額が含まれる。

<参考②> 令和5年4月以降における改定イメージ

改定後料金に液化天然ガス（LNG）輸入価格の動向に応じて原料費調整額を調整する。

- ・原料費調整額がプラスの場合

改定後 6,585円 + α 円

基本料金 418円	基準単位料金 6,167円	※2 + α 円
--------------	------------------	--------------------

※2 基準単位料金に原料費調整額を加算する。

- ・原料費調整額がマイナスの場合

改定後 6,585円 - α 円

基本料金 418円	基準単位料金 6,167円	※2 $\Delta \alpha$ 円
--------------	------------------	-------------------------

※2 基準単位料金に原料費調整額を減算する。

- (3) 料金算定期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）
- (4) 施行日前から引き続くガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の料金及び改正後の料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で別表第2及び別表第3の規定を適用して算定した額の合計額とすることとする。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

4 上越市ガス供給条例改正案新旧対照表

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（単位料金の調整）	（単位料金の調整）
第11条 略	第11条 略
2 略	2 略
(1) 平均原料価格（1トン当たり） 関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する統計の数量及び価額を基に算定した別表第1備考4の表の右欄に掲げる算定期間における1トン当たりの液化天然ガスの平均価格（以下「LNG平均価格」と	(1) 平均原料価格（1トン当たり） 関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する統計の数量及び価額を基に算定した別表第1備考4の表の右欄に掲げる算定期間における1トン当たりの液化天然ガスの平均価格（以下「LNG平均価格」と

改 正 案	改 正 前																																
<p>いう。)及び1トン当たりのプロパンの平均価格(以下「LPG平均価格」という。)を基に次の算式により算定した額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した額とする。)とする。</p> <p>平均原料価格(1トン当たり) = LNG平均価格 × <u>0.9748</u> + LPG平均価格 × <u>0.0405</u></p> <p>(2) 基準平均原料価格(1トン当たり) <u>12万4,190円</u>とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第9条—第11条、第16条関係)</p> <p>料金表</p> <table border="1" data-bbox="245 909 786 1368"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用量の区分</th> <th rowspan="2">基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基準単位料金 (1 m³当たり)</th> <th>調整単位料金 (1 m³当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 m³以下</td> <td>374.00 円</td> <td>177.99 円</td> <td rowspan="3">第11条の規定により算定した額</td> </tr> <tr> <td>25 m³超 150 m³以下</td> <td>418.00 円</td> <td>176.22 円</td> </tr> <tr> <td>150 m³超</td> <td>638.00 円</td> <td>174.76 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金		基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	調整単位料金 (1 m ³ 当たり)	25 m ³ 以下	374.00 円	177.99 円	第11条の規定により算定した額	25 m ³ 超 150 m ³ 以下	418.00 円	176.22 円	150 m ³ 超	638.00 円	174.76 円	<p>いう。)及び1トン当たりのプロパンの平均価格(以下「LPG平均価格」という。)を基に次の算式により算定した額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した額とする。)とする。</p> <p>平均原料価格(1トン当たり) = LNG平均価格 × <u>0.9751</u> + LPG平均価格 × <u>0.0458</u></p> <p>(2) 基準平均原料価格(1トン当たり) <u>5万4,900円</u>とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第9条—第11条、第16条関係)</p> <p>料金表</p> <table border="1" data-bbox="852 909 1393 1368"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用量の区分</th> <th rowspan="2">基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基準単位料金 (1 m³当たり)</th> <th>調整単位料金 (1 m³当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 m³以下</td> <td>374.00 円</td> <td>122.50 円</td> <td rowspan="3">第11条の規定により算定した額</td> </tr> <tr> <td>25 m³超 150 m³以下</td> <td>418.00 円</td> <td>120.73 円</td> </tr> <tr> <td>150 m³超</td> <td>638.00 円</td> <td>119.27 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金		基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	調整単位料金 (1 m ³ 当たり)	25 m ³ 以下	374.00 円	122.50 円	第11条の規定により算定した額	25 m ³ 超 150 m ³ 以下	418.00 円	120.73 円	150 m ³ 超	638.00 円	119.27 円
使用量の区分			基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金																													
	基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	調整単位料金 (1 m ³ 当たり)																															
25 m ³ 以下	374.00 円	177.99 円	第11条の規定により算定した額																														
25 m ³ 超 150 m ³ 以下	418.00 円	176.22 円																															
150 m ³ 超	638.00 円	174.76 円																															
使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金																															
		基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	調整単位料金 (1 m ³ 当たり)																														
25 m ³ 以下	374.00 円	122.50 円	第11条の規定により算定した額																														
25 m ³ 超 150 m ³ 以下	418.00 円	120.73 円																															
150 m ³ 超	638.00 円	119.27 円																															

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第137号
提出課	経営企画課

財産の処分について

1 処分財産・売却価格（令和5年3月末 固定資産帳簿価格）

財産区分	施設・設備名	売却価格	備考
土地	深井戸施設用地 所在地：上越市大潟区渋柿浜 字五ヶ割 864 番 1、865 番 1 登記地目：山林 面積：316.00 m ²	3,013,479 円	非課税
建物	取水ポンプ室（C B造）15.08 m ²	1,014,755 円	消費税込み
構築物	深井戸（φ300 mm 深度 261.5m）、 構内配管、フェンス、深井戸ピット	3,070,780 円	〃
機械装置	取水ポンプ電気設備、電気計装設備、 遠方監視システム、 データ伝送システム、水質計測機器、 原水取水流量計、非常用発電機、 非常用発電設備、深井戸水中ポンプ	9,825,731 円	〃
水道メーター	水道メーター（電磁流量計 φ150 mm）	394,326 円	〃
導管本支管	配水管（ダクタイル鋳鉄管 φ200 mm L=416.0m）	10,823,473 円	〃
計		28,142,544 円	

2 売却方法 随意契約

3 相手方 上越市大潟区渋柿浜字五ヶ割 935 番地 1 直江津精密加工株式会社 代表取締役社長 黒澤 靖志

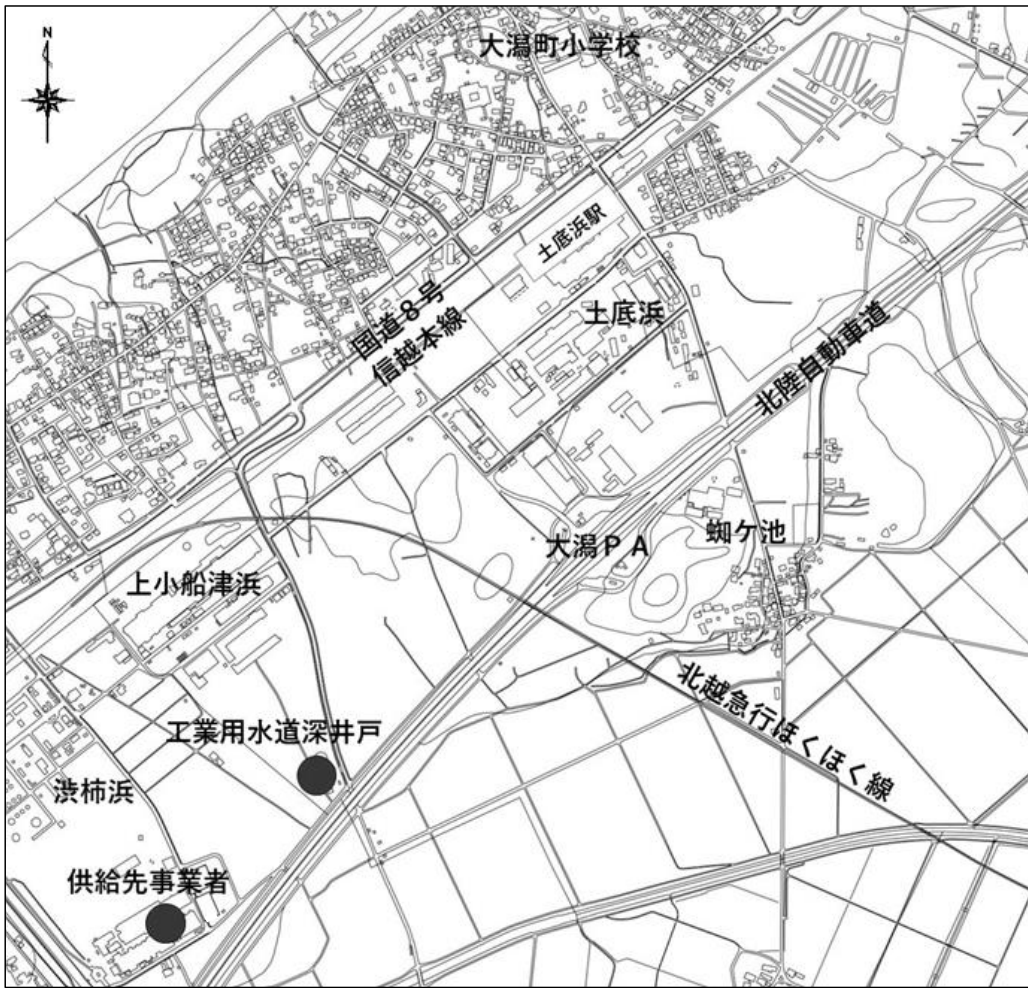
4 処分する理由

工業用水道事業については、1 日最大供給量の全量を 1 社に供給しており、かつ、
県揚水設備設置許可の制限により、新たな井戸掘削が認められないため、今後も 1 社
への供給しかできない状況であることから、令和 5 年 3 月末で工業用水道事業を廃止
し、供給先事業者へ事業資産を売り払うもの

5 譲渡予定日

令和 5 年 4 月 1 日

工業用水道事業 位置図



工業用水道事業 箇所図



所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第108号
提出課	経営企画課

令和4年度上越市ガス事業会計補正予算（第1号）の概要

単位：千円

収益的収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 ガス事業収益	7,344,946	2,456,205	9,801,151
	1 営業収益	6,741,282	2,456,205	9,197,487
	1 製品売上	6,741,282	2,456,205	9,197,487
	1 ガス売上	6,741,282	2,456,205	9,197,487
支出	1 ガス事業費用	7,139,174	2,030,458	9,169,632
	1 営業費用	6,727,850	1,985,180	8,713,030
	1 売上原価	3,592,375	1,983,678	5,576,053
	1 売上原価	3,592,375	1,983,678	5,576,053
	2 供給販売費	2,953,317	△ 844	2,952,473
	2 給料	102,657	△ 2,326	100,331
	3 手当	45,809	1,369	47,178
	4 賞与引当金繰入額	12,169	189	12,358
	5 法定福利費	33,361	△ 144	33,217
	6 法定福利費引当金繰入額	2,395	68	2,463
	3 一般管理費	182,158	2,346	184,504
	2 給料	47,585	△ 177	47,408
	3 手当	25,408	△ 10	25,398
	4 賞与引当金繰入額	6,108	104	6,212
	5 法定福利費	15,389	66	15,455
	6 法定福利費引当金繰入額	1,197	37	1,234
	8 退職給付費	25,737	1,810	27,547
	15 光熱燃料費	2,018	516	2,534
	2 営業雑費用	258,954	2,343	261,297
	1 受注工事費	258,954	2,343	261,297
2 給料	3,470	775	4,245	
3 手当	2,137	1,039	3,176	
4 賞与引当金繰入額	443	129	572	
5 法定福利費	1,442	372	1,814	
6 法定福利費引当金繰入額	87	28	115	

収益的収入及び支出			補正前	補正額	計
支出	4	営業外費用	144,873	42,935	187,808
	4	消費税及び地方消費税	107,901	42,935	150,836
	1	消費税及び地方消費税	107,901	42,935	150,836
収 支 差 引 (純 利 益)			205,772 (157,797)	425,747 (425,772)	631,519 (583,569)

資本的収入及び支出			補正前	補正額	計
収入	1	資本的収入	223,272	0	223,272
支出	1	資本的支出	1,568,553	1,317	1,569,870
	1	建設改良費	759,590	1,317	760,907
	1	供給設備	754,285	1,317	755,602
	9	導管本支管	635,774	1,088	636,862
	10	導管供給管	83,203	229	83,432
差 引 不 足 額			1,345,281	1,317	1,346,598

【補正理由】

一般会計の一般職の職員と同様に、企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動に伴う給与費等の整理を行うほか、燃料費調整額の上昇に伴い、電気料金の不足分を増額する。また、液化天然ガス輸入価格の上昇に伴い、ガス売上及び売上原価を増額するほか、令和5年度に実施する予定のガス管入替工事について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの

【補正内容】

<ガス事業会計職員給与費補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数	給料	手当 ※	退職給付費	法定福利費	合計
補正後	48	191,480	114,696	27,547	64,538	398,261
補正前	48	192,750	111,087	25,737	64,171	393,745
補正額	0	△ 1,270	3,609	1,810	367	4,516

※ 手当は児童手当を除く。

収益的収入

単位：千円

項目	補正前	補正額	補正後	
ガス売上 (料金収入)	6,741,282	2,456,205	9,197,487	
増減内訳				
○ 液化天然ガス輸入価格の上昇に伴う原料費調整額の増 ガス売上			2,456,205 2,456,205	
ガス販売量 (45.0MJ)			単位：m ³ 、%	
	補正前	補正後	増減	増減率
販売量	60,969,365	60,305,255	△ 664,110	△ 1.1

収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後	
原料ガス購入業務	4,725,723	1,983,678	6,709,401	
増減内訳				
○ 液化天然ガス輸入価格の上昇に伴う原料費調整額の増 売上原価			1,983,678 1,983,678	
ガス購入量 (41.8605MJ)			単位：m ³ 、%	
	補正前	補正後	増減	増減率
購入量	62,856,194	61,322,262	△ 1,533,932	△ 2.4

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
庁舎維持管理業務	10,344	516	10,860
増減内訳			
○ 燃料費調整額の上昇に伴う電気料金の増 光熱燃料費			516 516

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業費用	1,554,510	986	1,555,496
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			986
給料			△ 2,503
手当			1,359
賞与引当金繰入額			293
法定福利費			△ 78
法定福利費引当金繰入額			105
退職給付費			1,810

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業雑費用	7,053	2,343	9,396
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			2,343
給料			775
手当			1,039
賞与引当金繰入額			129
法定福利費			372
法定福利費引当金繰入額			28

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業外費用	108,901	42,935	151,836
増減内訳			
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算			42,935
消費税及び地方消費税			42,935

資本的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他建設改良費	1,526,705	1,317	1,528,022
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			1,317
導管本支管			1,088
導管供給管			229

【債務負担行為の設定】

1 限度額

178,410千円

2 年度ごとの支出予定額

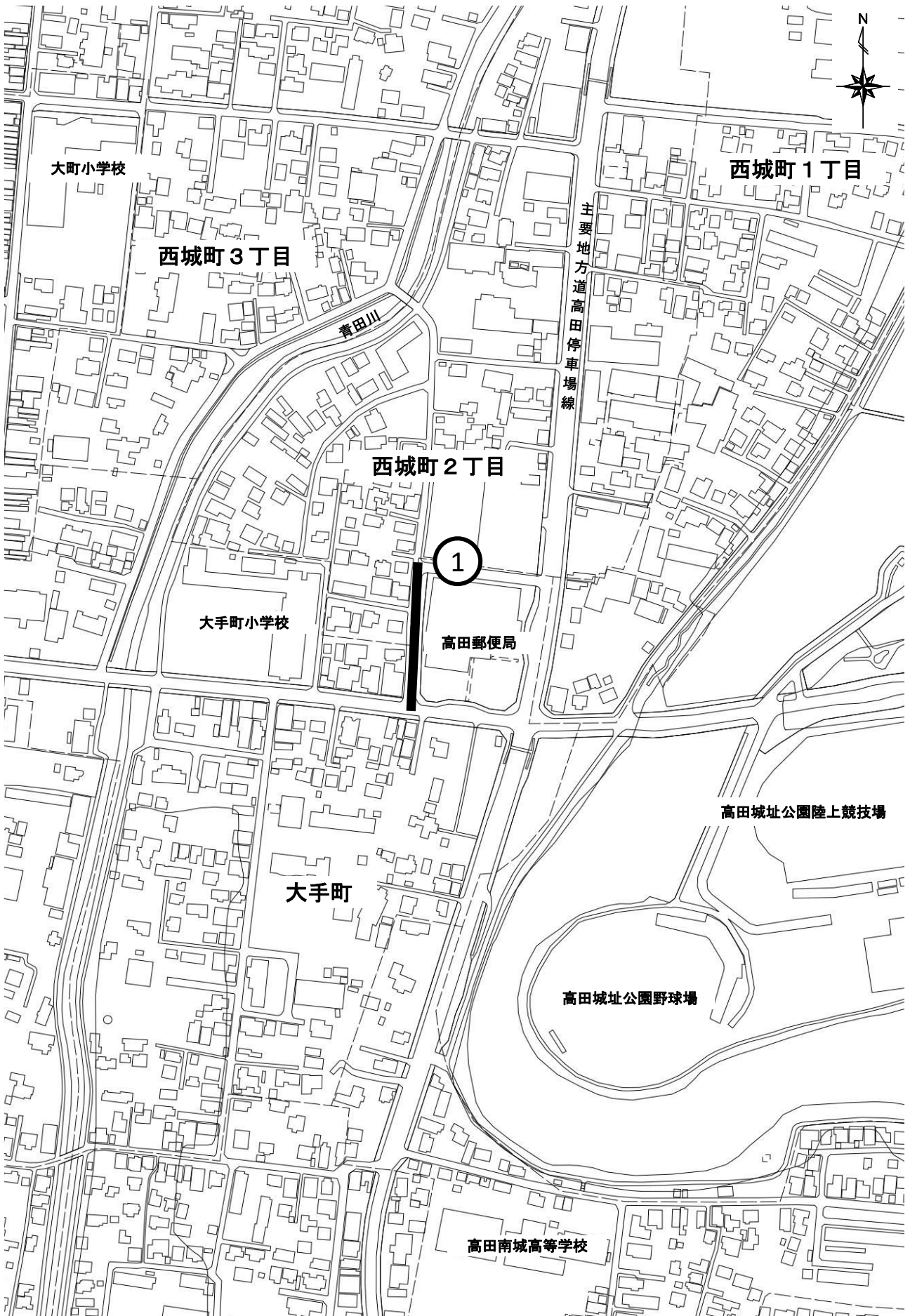
期間	金額
令和4年度	0千円
令和5年度	178,410千円
合計	178,410千円

3 実施概要

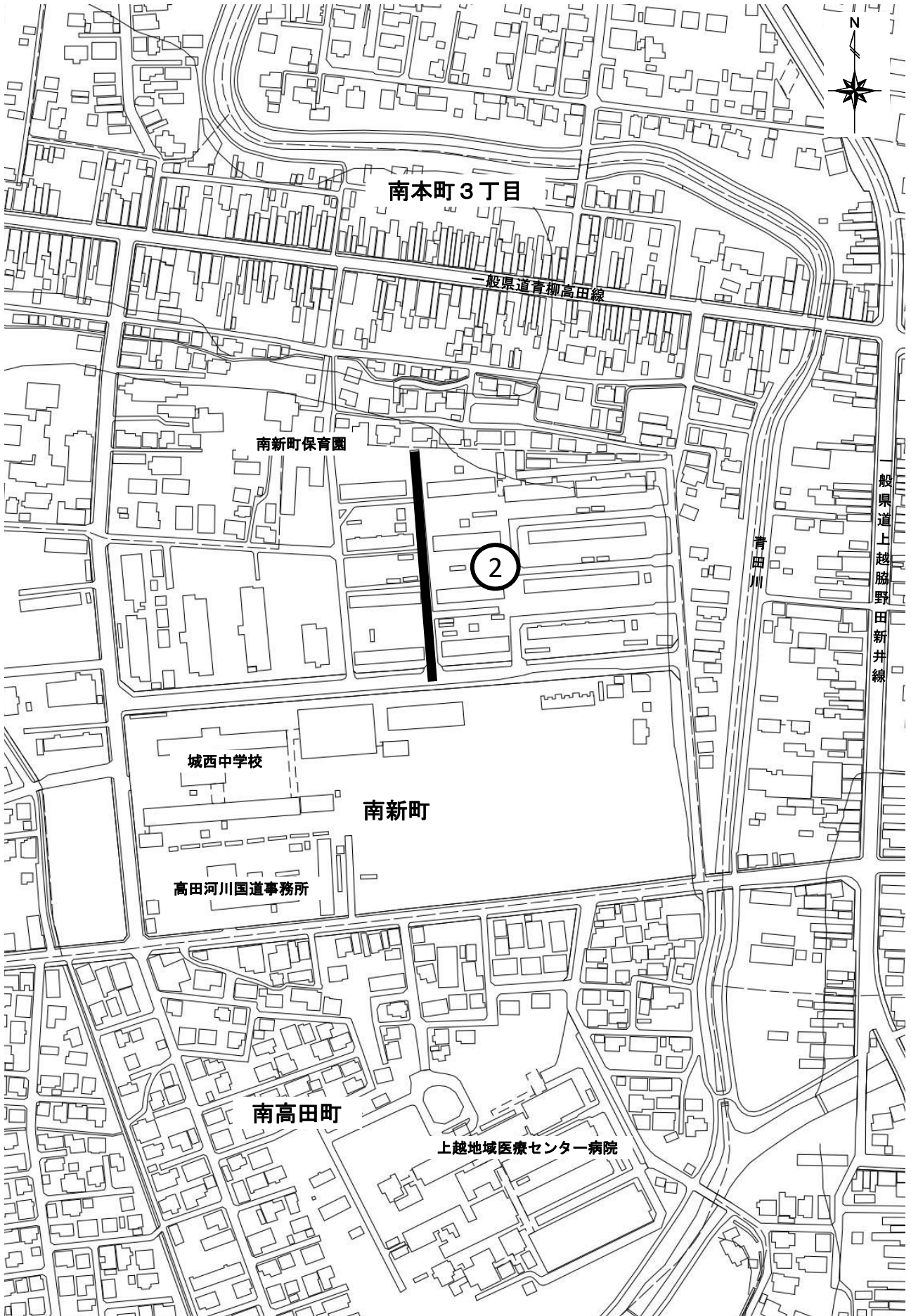
ガス管入替工事

施工箇所	口径	延長	金額
①西城町2丁目他地内	φ100	90m	178,410千円
②南新町地内	φ100	130m	
③本城町地内	φ150	220m	
④大字下荒浜地内	φ150	200m	
⑤鴨島3丁目地内	φ150~50	285m	

ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 1/5

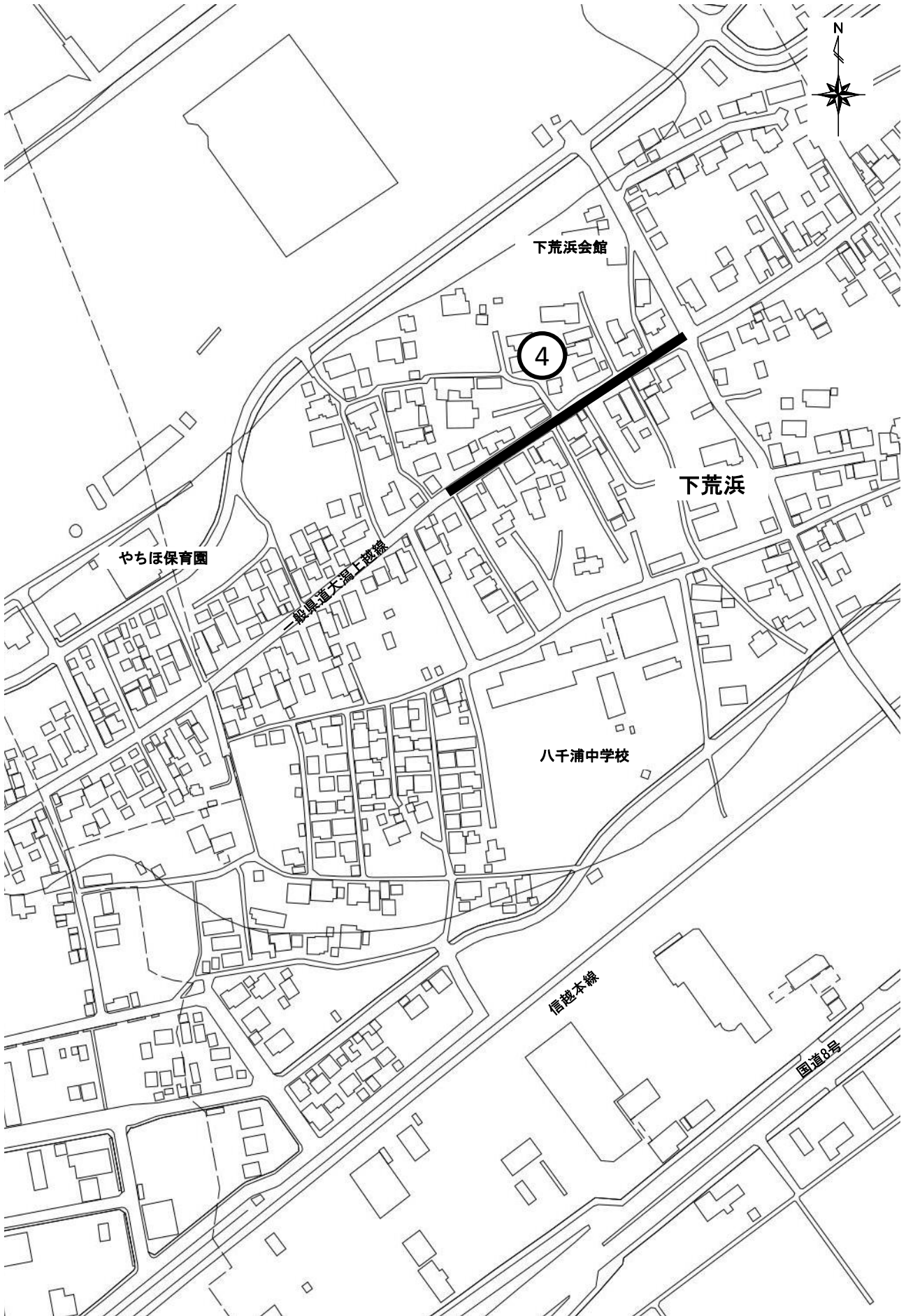


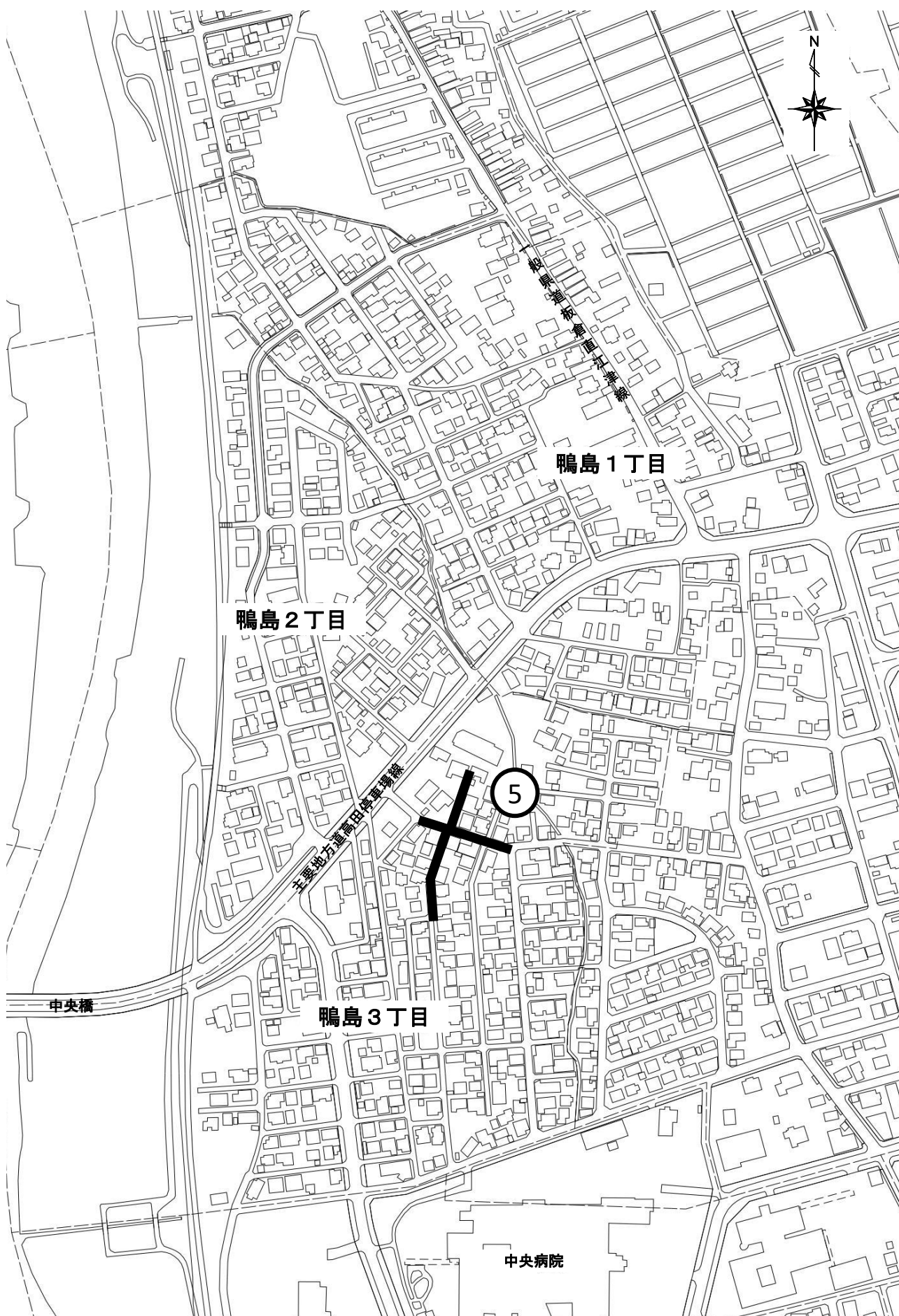
ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 2/5





ガス工事予定箇所図(合併前上越市) 4/5





所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第109号
提出課	経営企画課

令和4年度上越市水道事業会計補正予算（第1号）の概要

単位：千円

収益的收入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 水道事業収益	6,695,516	0	6,695,516
支出	1 水道事業費用	5,521,922	4,198	5,526,120
	1 営業費用	5,034,685	8,370	5,043,055
	1 原水及び浄水費	554,948	6,574	561,522
	2 給料	14,075	233	14,308
	3 手当	7,882	404	8,286
	4 賞与引当金繰入額	1,684	75	1,759
	5 法定福利費	4,697	△ 13	4,684
	6 法定福利費引当金繰入額	323	21	344
	14 動力費	36,425	5,854	42,279
	2 配水及び給水費	3,153,060	△ 5,768	3,147,292
	2 給料	193,139	△ 5,867	187,272
	3 手当	94,846	△ 505	94,341
	4 賞与引当金繰入額	24,187	△ 124	24,063
	5 法定福利費	63,160	△ 1,413	61,747
	6 法定福利費引当金繰入額	4,731	64	4,795
	14 動力費	58,456	2,077	60,533
	3 一般管理費	184,633	△ 9,533	175,100
	2 給料	42,727	△ 1,765	40,962
	3 手当	22,528	△ 2,182	20,346
	4 賞与引当金繰入額	5,486	△ 335	5,151
	5 法定福利費	13,383	△ 929	12,454
	6 法定福利費引当金繰入額	1,069	△ 46	1,023
	8 退職給付費	45,548	△ 4,792	40,756
	15 光熱燃料費	3,083	516	3,599
	5 広域施設営業費用	1,103,774	17,097	1,120,871
	2 給料	35,557	1,152	36,709
	3 手当	18,930	△ 1,099	17,831
	4 賞与引当金繰入額	4,546	△ 88	4,458
	5 法定福利費	11,084	130	11,214
	6 法定福利費引当金繰入額	891	△ 1	890
	8 退職給付費	4,165	△ 154	4,011
	14 動力費	56,178	17,157	73,335

収益的収入及び支出		補正前	補正額	計
支出	2 営業雑費用	10,044	△ 2,797	7,247
	1 受注工事費	10,044	△ 2,797	7,247
	2 給料	3,551	△ 1,046	2,505
	3 手当	2,178	△ 1,067	1,111
	4 賞与引当金繰入額	475	△ 165	310
	5 法定福利費	1,129	△ 490	639
	6 法定福利費引当金繰入額	89	△ 29	60
	3 営業外費用	412,460	△ 2,332	410,128
	4 消費税及び地方消費税	189,241	△ 2,332	186,909
	1 消費税及び地方消費税	189,241	△ 2,332	186,909
	4 用水供給事業費用	63,435	957	64,392
	1 用水供給営業費用	61,873	957	62,830
	2 給料	1,990	65	2,055
	3 手当	1,065	△ 61	1,004
	4 賞与引当金繰入額	255	△ 5	250
	5 法定福利費	621	8	629
	8 退職給付費	234	△ 9	225
14 動力費	3,146	959	4,105	
収 支 差 引 (純 利 益)		1,173,594 (1,001,730)	△ 4,198 (△4,181)	1,169,396 (997,549)

資本的収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 資本的収入	739,693	0	739,693
支出	1 資本的支出	3,866,789	△ 3,976	3,862,813
	1 建設改良費	2,693,000	△ 3,976	2,689,024
	2 配水及び給水設備	2,018,312	△ 3,976	2,014,336
	9 導管本支管	1,850,645	△ 4,077	1,846,568
	10 導管給水管	122,582	101	122,683
差 引 不 足 額		3,127,096	△ 3,976	3,123,120

【補正理由】

一般会計の特別職及び一般職の職員と同様に、ガス水道事業管理者及び企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動に伴う給与費等の整理を行うほか、燃料費調整額の上昇などに伴い、浄水場等に係る電気料金の不足分を増額する。また、令和5年度に実施する予定の水道管入替等の工事及び安塚区切越浄水場の粉末活性炭注入設備設置工事について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの

【補正内容】

<水道事業会計職員給与費補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数 ※1	給料	手当 ※2	退職給付費	法定福利費	合計
補正後	84	330,255	198,286	44,992	110,881	684,414
補正前	84	338,581	204,285	49,947	114,520	707,333
補正額	0	△ 8,326	△ 5,999	△ 4,955	△ 3,639	△ 22,919

※1 職員数はガス水道事業管理者を含む。

※2 手当は児童手当を除く。

収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
浄水場運転管理業務	347,064	23,970	371,034
増減内訳			
○ 燃料費調整額の上昇に伴う電気料金の増 動力費			23,970 23,970

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
配水施設維持管理業務	216,065	2,077	218,142
増減内訳			
○ 燃料費調整額の上昇に伴う電気料金の増 動力費			2,077 2,077

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
庁舎維持管理業務	10,830	516	11,346
増減内訳			
○ 燃料費調整額の上昇に伴う電気料金の増 光熱燃料費			516 516

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業費用	3,694,105	△ 17,236	3,676,869
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			△ 17,236
給料			△ 6,182
手当			△ 3,443
賞与引当金繰入額			△ 477
法定福利費			△ 2,217
法定福利費引当金繰入額			38
退職給付費			△ 4,955

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業雑費用	7,437	△ 2,797	4,640
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			△ 2,797
給料			△ 1,046
手当			△ 1,067
賞与引当金繰入額			△ 165
法定福利費			△ 490
法定福利費引当金繰入額			△ 29

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業外費用	190,726	△ 2,332	188,394
増減内訳			
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算			△ 2,332
消費税及び地方消費税			△ 2,332

資本的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他建設改良費	2,136,626	△ 3,976	2,132,650
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			△ 3,976
導管本支管			△ 4,077
導管給水管			101

【債務負担行為の設定】

1 限度額

399,412千円

2 年度ごとの支出予定額

期間	金額
令和4年度	0千円
令和5年度	399,412千円
合計	399,412千円

3 実施概要

水道管入替工事

施工箇所	口径	延長	金額
①大字灰塚地内	φ100	210m	270,135千円
②大和5丁目地内	φ100	170m	
③西城町2丁目他地内	φ100	90m	
④南新町地内	φ100	130m	
⑤本城町地内	φ200	220m	
⑥大字下荒浜地内	φ150	200m	
⑦鴨島3丁目地内	φ100～50	225m	
⑧柿崎区荻谷他地内	φ75～30	130m	
⑨吉川区梶他地内	φ100～75	35m	

水道管撤去工事

施工箇所	口径	延長	金額
春日新田2丁目地内	φ500～200	33m	8,107千円

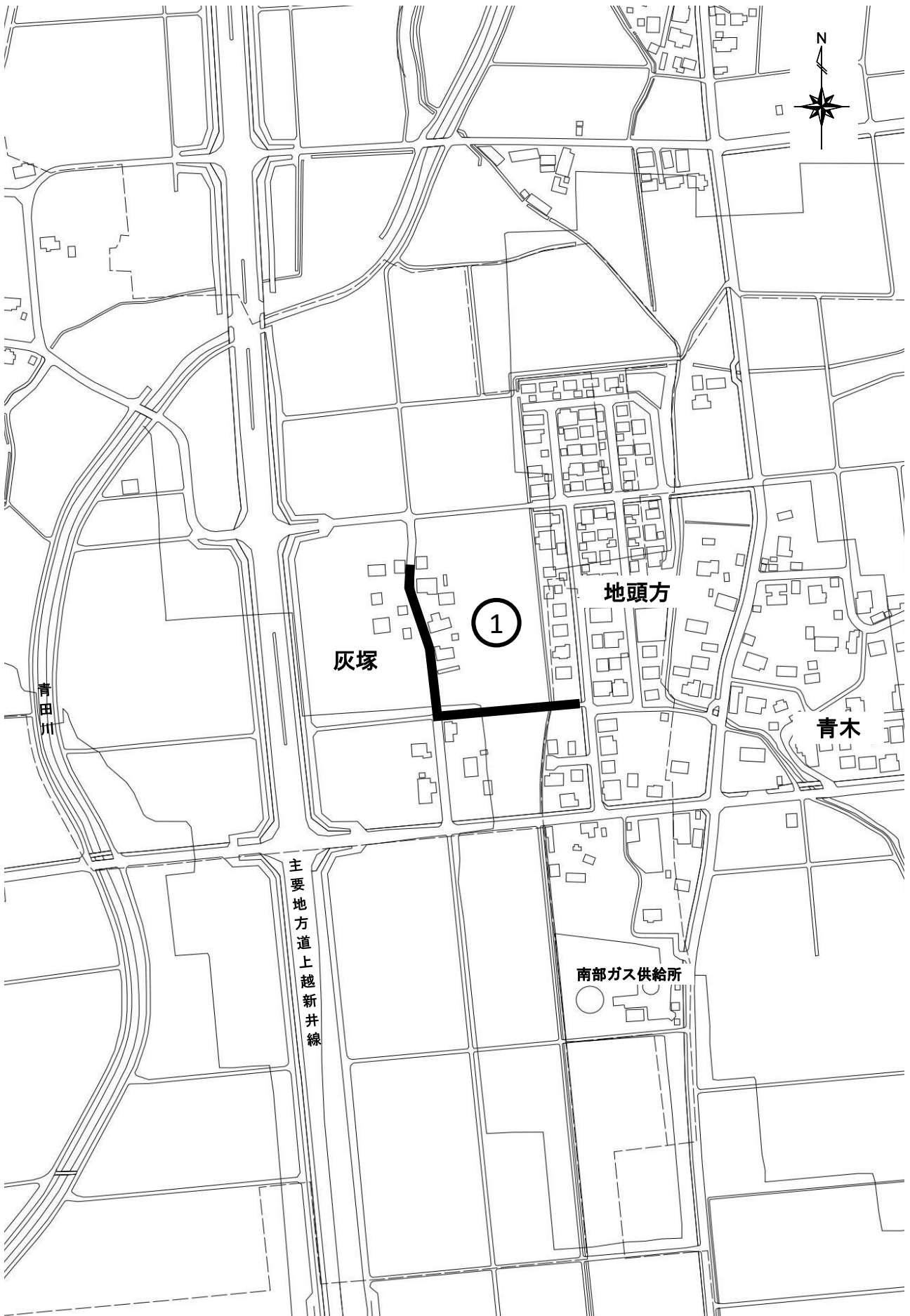
空気弁入替工事

施工箇所	口径	基数	金額
大字下四ツ屋他地内	φ75	5基	62,100千円
吉川区坪野内他地内	φ75	6基	
板倉区吉増他地内	φ75	6基	
妙高市大字小出雲他地内	φ75	6基	

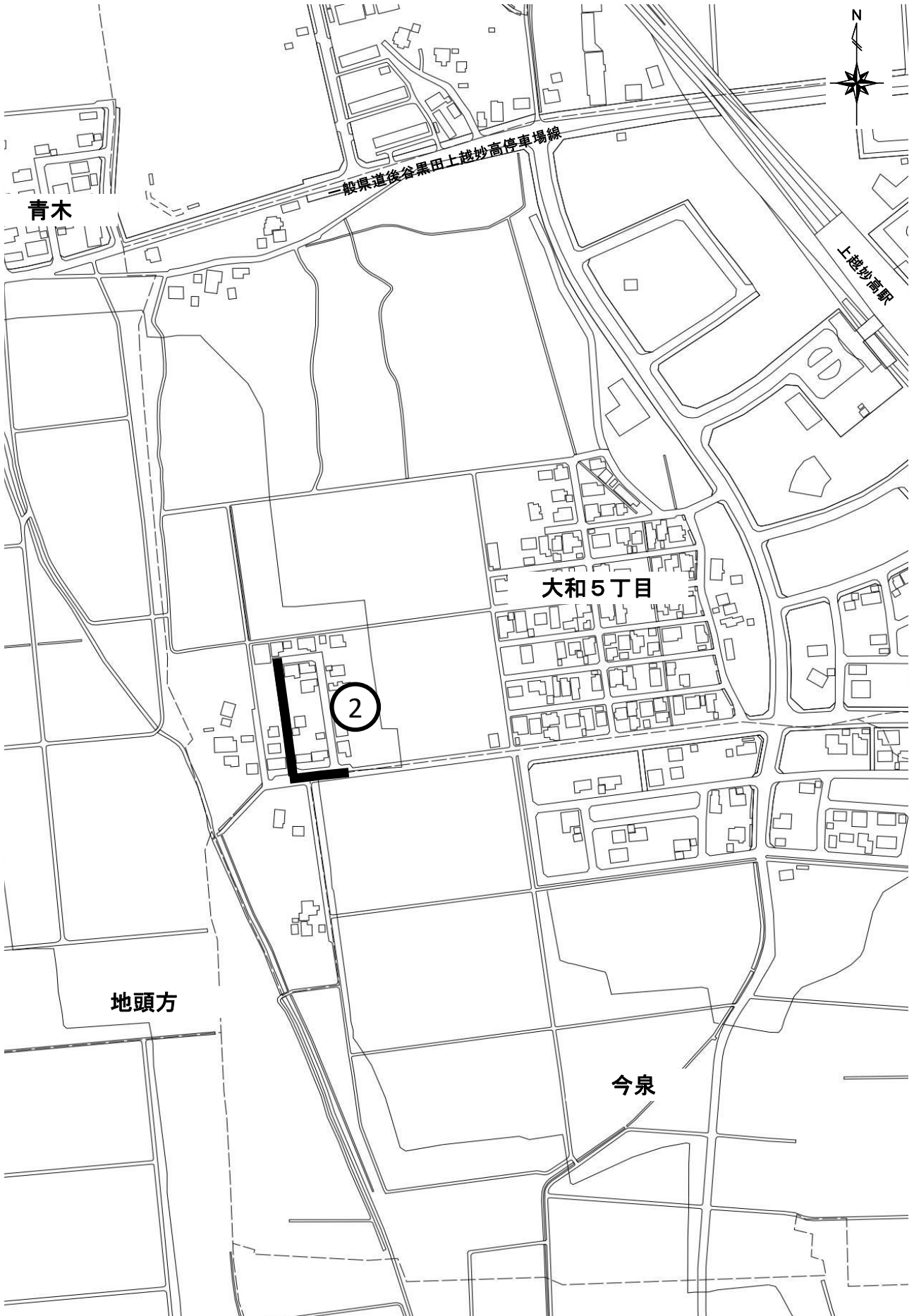
粉末活性炭注入設備設置工事

施工箇所	施設名	金額
安塚区切越地内	切越浄水場	59,070千円

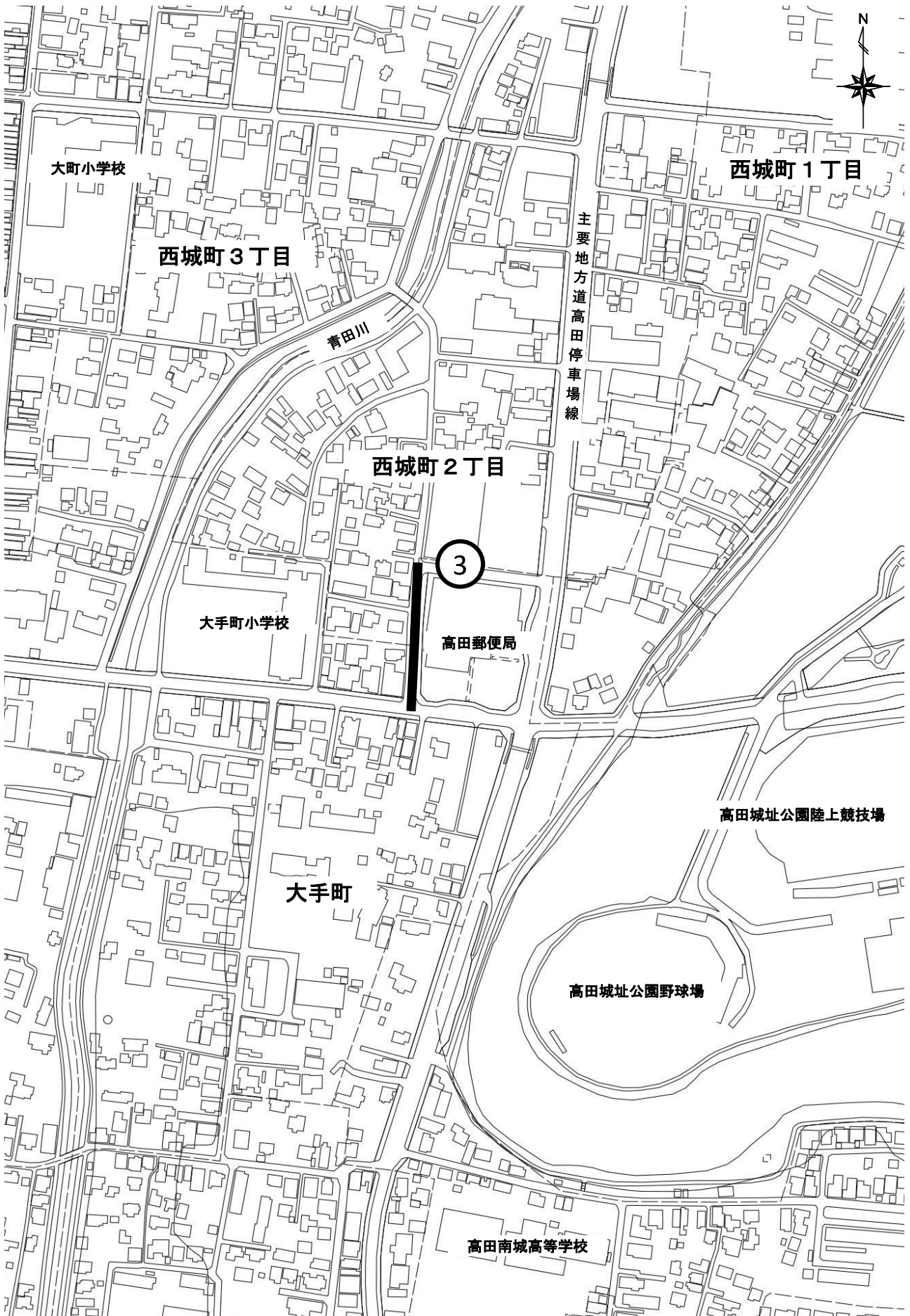
水道工事予定箇所図(合併前上越市) 1/7



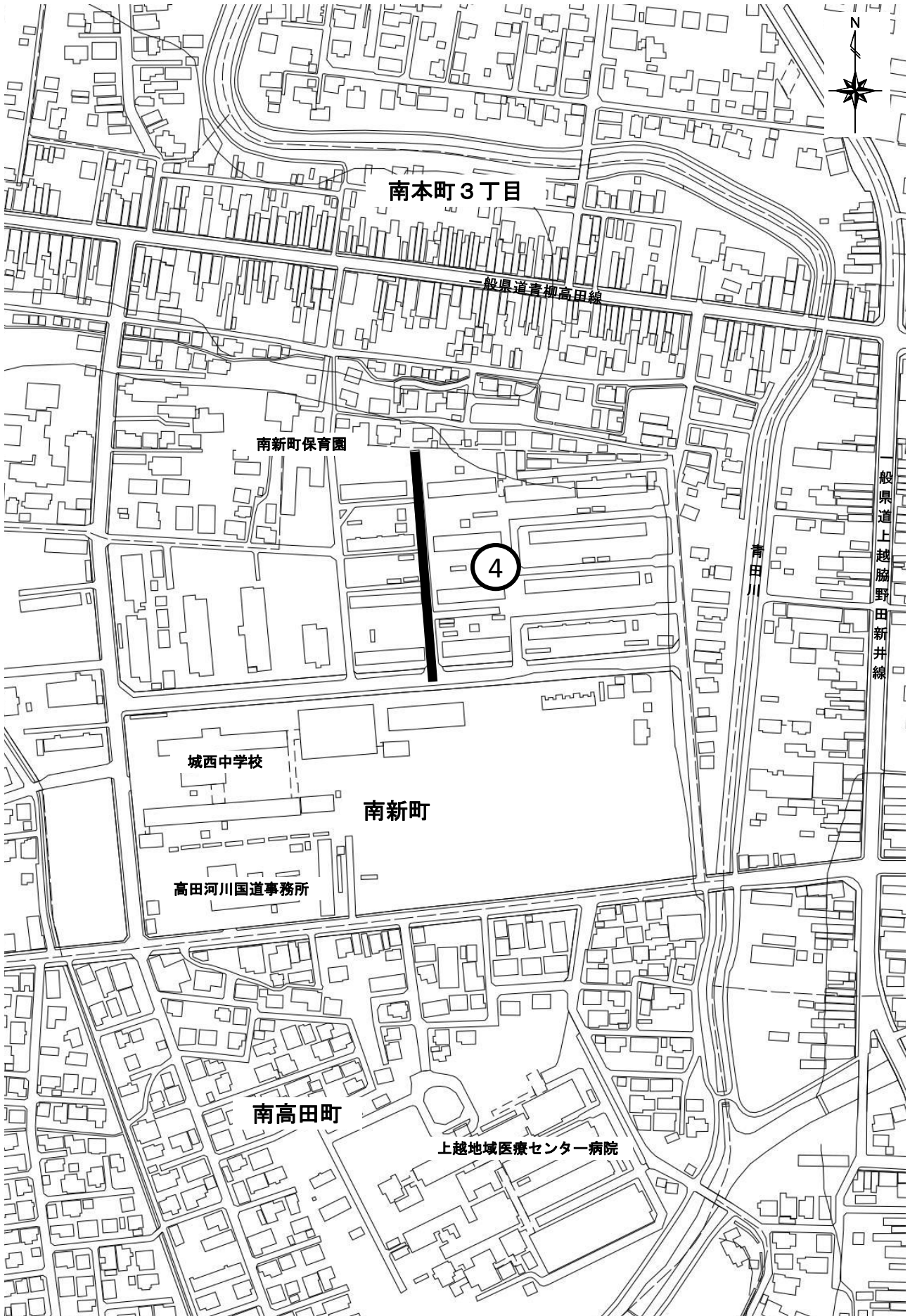
水道工事予定箇所図(合併前上越市) 2/7



水道工事予定箇所図(合併前上越市) 3/7



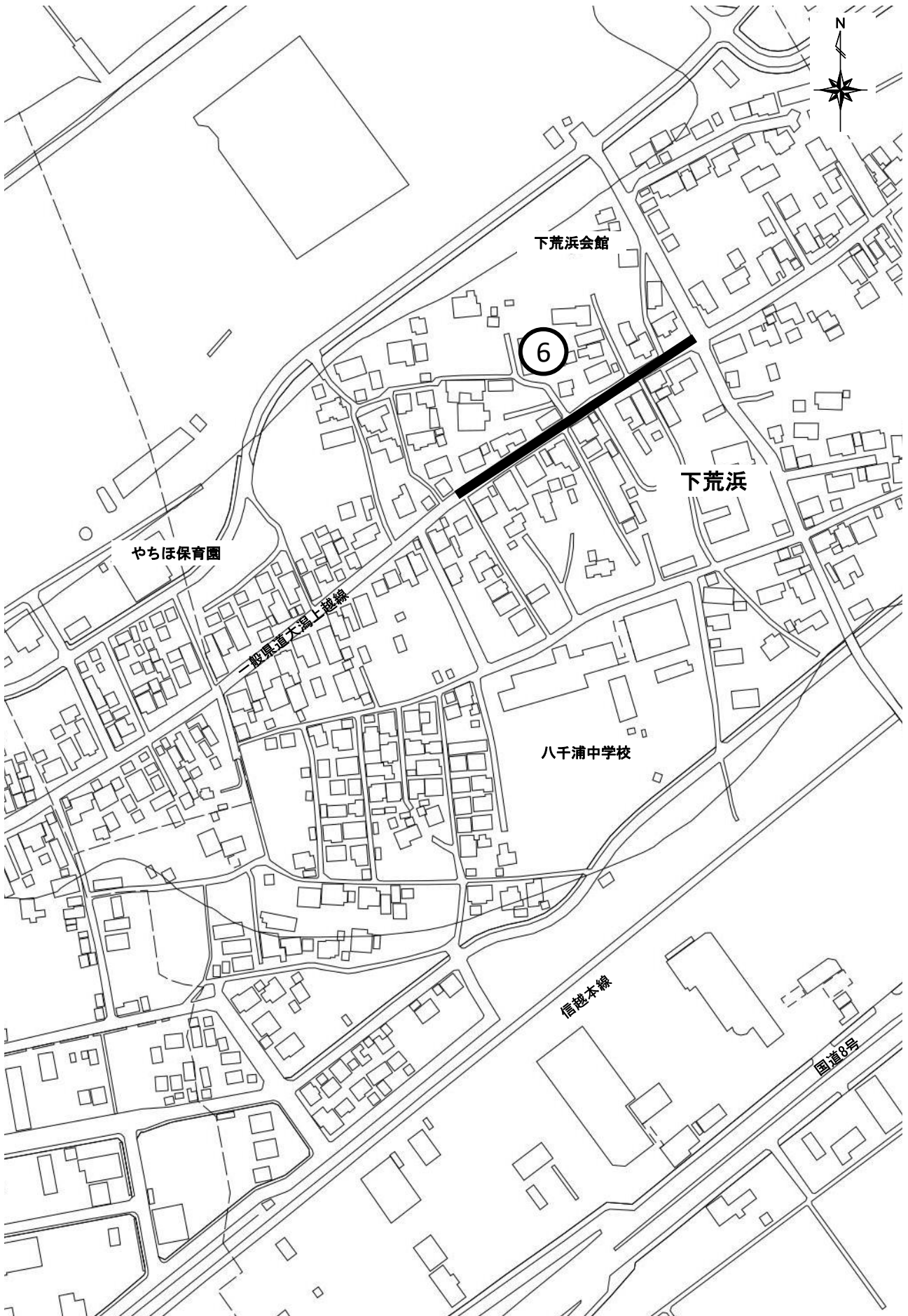
水道工事予定箇所図(合併前上越市) 4/7

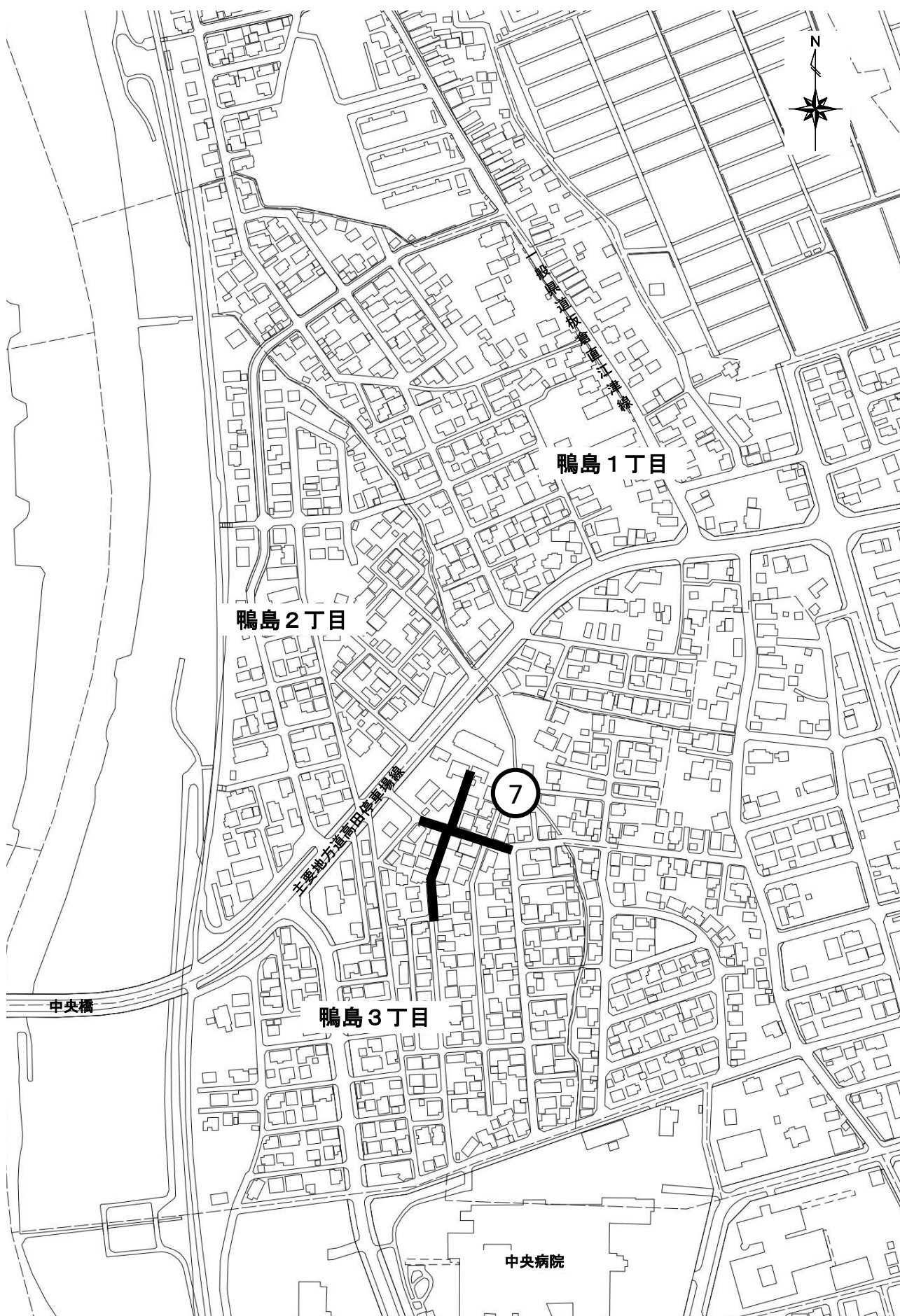


水道工事予定箇所図(合併前上越市) 5/7

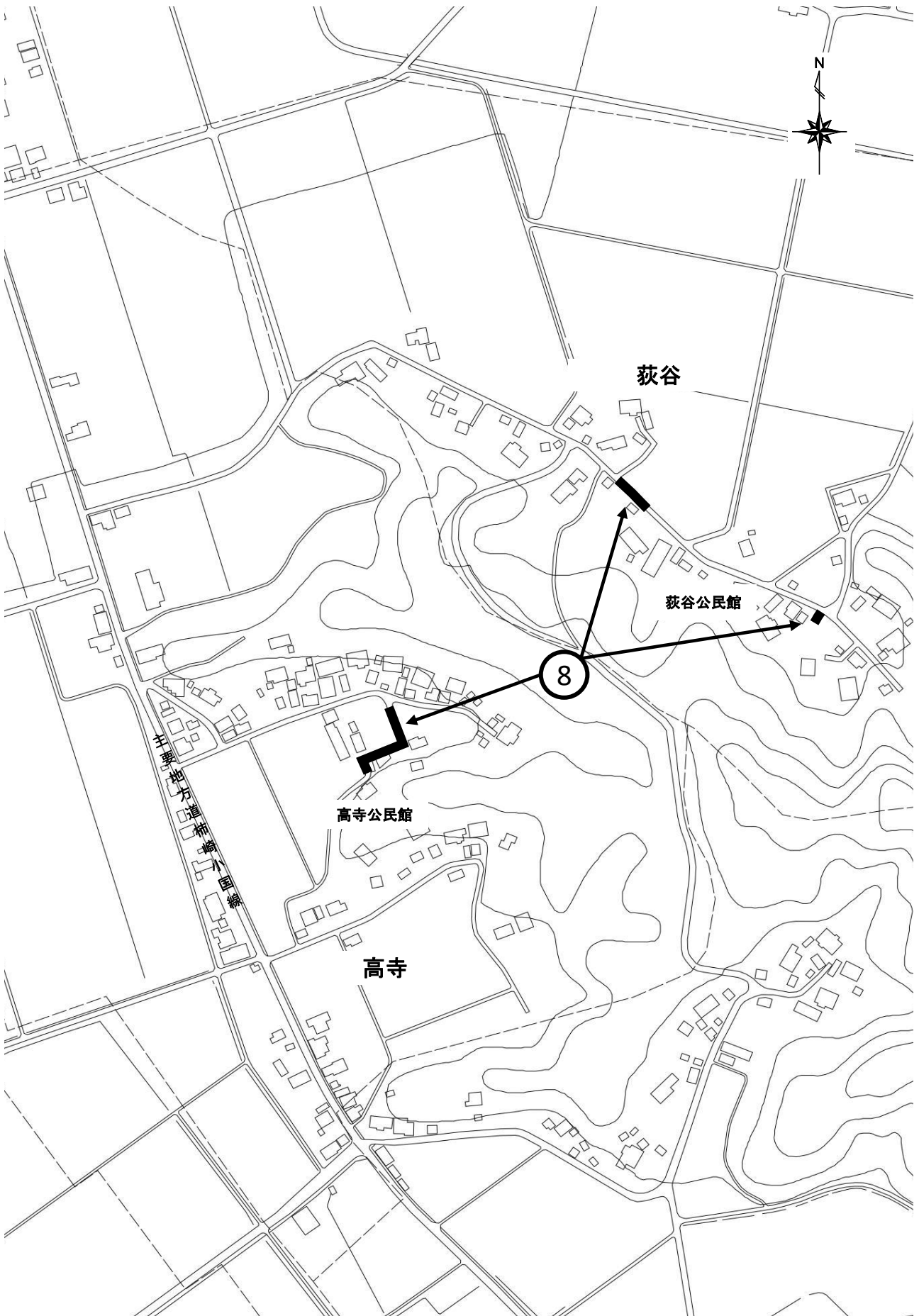


水道工事予定箇所図(合併前上越市) 6/7

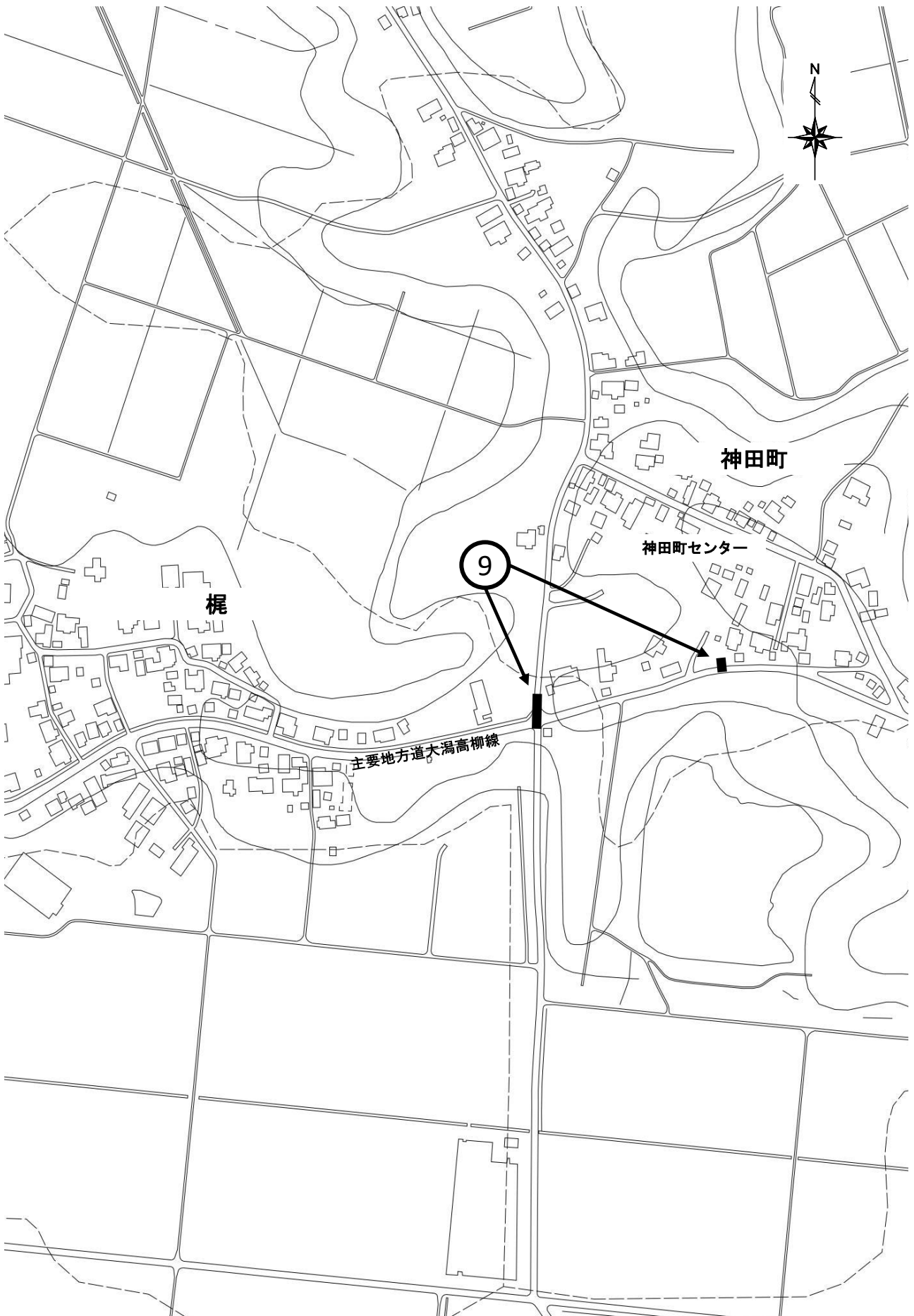




水道工事予定箇所図(柿崎区) 1/1



水道工事予定箇所図(吉川区) 1/1



所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第110号
提出課	経営企画課

令和4年度上越市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の概要

単位：千円

収益的収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 工業用水道事業収益	17,379	0	17,379
支出	1 工業用水道事業費用	16,989	162	17,151
	1 営業費用	16,005	191	16,196
	1 原水及び浄水費	8,474	313	8,787
	14 動力費	3,564	313	3,877
	2 配水及び給水費	6,947	△124	6,823
	2 給料	3,119	27	3,146
	3 手当	1,749	△175	1,574
	4 賞与引当金繰入額	404	11	415
	6 法定福利費	952	8	960
	7 法定福利費引当金繰入額	75	5	80
	3 一般管理費	584	2	586
	9 退職給付費	561	2	563
	3 営業外費用	984	△29	955
	4 消費税及び地方消費税	984	△29	955
1 消費税及び地方消費税	984	△29	955	
収 支 差 引		390	△162	228
(純 利 益)		(390)	(△162)	(228)

【補正理由】

一般会計の一般職の職員と同様に、企業職員の給与改定を行い、給与費等を整理するほか、燃料費調整額の上昇に伴い、電気料金の不足分を増額するもの

【補正内容】

<工業用水道事業会計職員給与費補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数	給料	手当 ※	退職給付費	法定福利費	合計
補正後	1	3,146	1,989	563	1,040	6,738
補正前	1	3,119	1,913	561	1,027	6,620
補正額	0	27	76	2	13	118

※手当は児童手当を除く。

収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
工業用水道事業	16,989	162	17,151
増減内訳			
○ 燃料費調整額の上昇に伴う電気料金の増 動力費			313
			313
○ 給与改定に伴う給与費の整理			△ 122
給料			27
手当			△ 175
賞与引当金繰入額			11
法定福利費			8
法定福利費引当金繰入額			5
退職給付費			2
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算			△ 29
消費税及び地方消費税			△ 29